

# 1. 関係府省庁の取組

	府省庁等名	実施(予定)期間・日	11月に実施する場合、○を選択	実施(予定)事項	具体的内容(テーマ・開催場所等)	備考
1	内閣府	11月1日～30日	○	平成28年度「子供・若者育成支援強調月間」において、広報・啓発活動を実施	平成28年度「子供・若者育成支援強調月間」実施要綱(内閣府特命担当大臣決定)において、取り組むべき課題の重点事項として「児童虐待の予防と対応」を掲げ、各都道府県及び全国の市町村(都道府県経由)に周知するとともに、青少年関係団体にも周知。	
2	警察庁	通年	○	匿名通報ダイヤルにおける児童虐待事案(情報)の受付	平成22年2月から子どもや女性を守るための匿名通報事業の対象に児童虐待事案を加えて運用し、児童虐待事案の早期発見、被害児童の早期救出保護に努めている。	
3		6月14日～22日		児童虐待防止に向けた専門的な職員研修の実施	都道府県警察において児童虐待事案の対応に当たる警察職員に対して、事例研究や学識経験者等の有識者による講義等の専門的な研修を実施した。	
4		11月	○	児童虐待防止に向けた集中的な広報啓発の実施等	11月の広報重点に「児童虐待防止対策の推進」を掲げるほか、10月に都道府県警察に対して児童虐待防止に向けた広報啓発の推進や児童虐待への適切な対応を図るための取組の推進について通知している。また、都道府県警察では、警察本部のホームページや交番のミニ広報誌等を活用し、児童虐待の防止等の広報啓発を行う。	
5		通年	○	児童虐待防止に向けた職員研修の実施	都道府県警察において、職員研修を実施し、児童虐待事案への適切な対応の徹底を図る。	
6		法務省	通年	○	子どもの人権110番	全国の法務局・地方法務局において、フリーダイヤルの相談電話を設置し、人権擁護委員と法務局職員が、いじめや児童虐待をはじめとする子どもの人権問題に関する相談に応じている。
7		通年	○	子どもの人権SOSミニレター	全国の小中学校の児童・生徒全員に、学校を通じて、料金受取人払い方式の便箋兼封筒を配布し、いじめや児童虐待等に悩んでいる児童・生徒からの相談を受け、人権擁護委員と法務局職員がこれに応じている。	
8		通年	○	SOS-eメール	パソコン又は携帯電話からインターネットを利用して、いつでも人権相談をすることができる窓口を開設し、いじめや児童虐待などの子どもの人権問題に関する相談について、人権擁護委員と法務局職員が、これに応じている。	
9		通年	○	ページ「子どもの人権」	法務省ホームページに「子どもの人権」に関するページを掲載し、児童虐待等の子どもの人権問題について啓発を実施している。	
10	文部科学省	5月20日		各都道府県・指定都市・中核市教育委員会教育長に対し「生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の相互連携の推進について(通知)」発出	文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長との連名で、都道府県・指定都市・中核市に対して、児童虐待の早期発見・未然防止等のために関係部局が連携を深め、生徒指導・家庭教育支援及び児童健全育成の相互連携を一層推進することについての通知を発出。	

11	文部科学省	5月27日～ 平成29年3月24日	○	地域人材を活用した学校等の連携による訪問型家庭教育支援事業	訪問型支援を行う地域人材の発掘、養成、活動の場の提供を一貫通貫で行い、スクールソーシャルワーカーや地域の人材、保健・福祉部局等を協働した、家庭教育支援チーム等による訪問型の家庭教育支援体制を構築し、児童虐待等の課題を抱えた家庭や子供を地域で支える取組を推進。	
12		6月20日		「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知)」発出	本通知の発出により、児童福祉法改正に伴う内容について学校現場に周知を求めた。 ①学校を含むこれらの機関等は、原則として、刑法の秘密漏示罪の規定や個人情報保護法その他の守秘義務に関する法律の規定に違反することなく、児童虐待に係る情報を提供できることとなるため、児童相談所長等から求めがあった際は適切に対応すること。 ②支援を要する妊婦等に関する情報提供 ③18歳以上20歳未満の者のうち、施設入所等の措置等が採られている者について、必要な支援が継続できるようにすること。 ④児童虐待防止対策に係る対応についての留意点の周知(児童虐待への早期対応、関係機関との連携の強化、学校等の間の情報共有、研修の実施等)。	
13		6月23日～ 平成29年3月31日	○	家庭教育支援の推進方策に関する検討委員会	児童虐待等の課題を抱えた家庭を含めた全ての保護者が充実した家庭教育を行うことができるようにするための具体的な推進方策について検討。	
14		9月29日		学校における教育相談体制充実に係る連絡協議会	スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー活用事業の実施団体(都道府県、政令指定都市及び中核市)担当者等に対し、文部科学省担当者から学校における児童虐待に関する対応、特に通告義務について説明するなど、スクールソーシャルワーカーの役割の重要性について、改めて周知。また、各自治体の虐待対応事例の情報共有。	
15		10月17日	○	「平成28年度『児童虐待防止推進月間』の実施について(通知)」発出	本通知の発出により、児童虐待の早期発見・早期対応等、学校における適切な対応が図られるよう、児童虐待防止推進月間(11月)において次の取組を実施することを求めた。 ①児童虐待防止に係る研修の実施 ②学校における児童虐待の早期発見に向けた点検及び通告 ③関係機関(児童相談所・福祉事務所)との連携強化のための情報共有 ④家庭に対する支援等	
16		10月		各都道府県・指定都市教育委員会教育長、各国公立大学長等に対し「児童虐待防止推進月間」における広報啓発ポスター・リーフレット等の送付	「児童虐待防止推進月間」の実施に際し、児童虐待問題への社会的関心を喚起するために各都道府県・指定都市教育委員会教育長、各国公立大学長等に対してポスター・リーフレット等を送付。	
17		6月2日 平成29年1月(予定)		都道府県・指定都市教育委員会等の生徒指導担当者に対する児童虐待防止についての周知	都道府県・指定都市教育委員会等の生徒指導担当者が集まる協議会において、厚生労働省及び文部科学省児童生徒課から児童虐待防止対策について説明したり、関連文書を配布したりするなど、児童虐待防止のための取組の一層の促進を周知(平成29年1月は予定)。	
	<b>府省庁等名</b>	<b>実施(予定)期間・日</b>	<b>11月に実施する場合、○を選択</b>	<b>実施(予定)事項</b>	<b>具体的内容(テーマ・開催場所等)</b>	<b>備考</b>
18	厚生労働省	10月		広報・啓発物品の全国配布	ポスター、リーフレット、自動車用ステッカー、エコバッグを全国の自治体、関係府省庁及び関係団体等に配布。	
19		10月～11月	○	一般メディアの活用等による広報啓発	・新聞突出し広告で標語、189等を周知(10月31日(月)～11月6日(日)、中央5紙、地方62紙等に順次掲載)。 ・BS日本(日テレ)で児童虐待防止対策をテーマとした番組を放送(10月29日(土)20:54～21:00)。 ・政府インターネットテレビで児童虐待防止対策をテーマとした番組を掲載(11月インターネット配信)。	
20		11月	○	「児童虐待防止推進月間」標語の決定・公表	児童虐待問題に対する理解を国民一人一人が深め、主体的な関わりを持てるよう、意識啓発を図ることを目的として、標語の募集を行った。全国からの応募総数7,034作品の中から最優秀作品を選考し、最優秀作品の作者には、厚生労働大臣賞を授与。標語は厚生労働省が作成する各種広報媒体に掲載。 平成28年度最優秀作品『さしのべて あなたのその手 いちはやく』	
21		11月7日～11日	○	厚生労働省庁舎のオレンジリボンドレスアップ	室内照明により厚生労働省の庁舎(中央合同庁舎5号館)の窓ガラスにオレンジリボンが浮かび上がるようドレスアップを実施。	

22	厚生労働省	11月10日	○	児童虐待防止対策協議会の開催	児童虐待に関係する府省庁等及び関係団体が一堂に会し、取組状況について情報交換を行うとともに、連携強化や更なる対策の充実を図るための方策を検討。	
23		11月19日	○	「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in ふくい」の開催	児童虐待問題に対する理解を国民一人一人が深め、主体的な関わりを持てるよう、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in ふくい」を福井県福井市で開催し、基調講演、分科会等を実施。	
	<b>府省庁等名</b>	<b>実施(予定)期間・日</b>	<b>11月に実施する場合、○を選択</b>	<b>実施(予定)事項</b>	<b>具体的内容(テーマ・開催場所等)</b>	<b>備考</b>
24	最高裁判所		○	「児童虐待防止推進月間」の各家庭裁判所への周知	「児童虐待防止推進月間」への協力に関する通知を各家庭裁判所に対して行うほか、広報啓発用のポスター等が送付された際には、実施要綱に沿って取り扱うよう連絡する予定。	